

柏市創業者応援事業補助金 申請要領

※予算の上限に達した時点で終了となりますので、ご了承ください。

■申請受付期間

令和8年8月17日(月)～令和8年10月30日(金)

※申請期限までに、柏商工会議所（支援課 ☎04-7162-3305）又は
柏市沼南商工会（☎04-7191-2803）に、事前に電話連絡の上、申請必要
書類をご持参ください。

■申請書類

申請書は以下のページでダウンロードできます。

創業支援に係る補助金

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shoko/sougyou/sougyou-hojokin.html>
(柏市オフィシャルウェブサイト)



■お問い合わせ先

柏市 経済産業部 商工観光課

電話番号 04-7128-4780

受付時間 平日 8:30～17:15

目 次

1. 目的	2
2. 制度概要	2
3. 補助対象者	2
4. 補助対象事業	5
5. 補助対象経費	5
6. 補助対象外経費	7
7. 補助上限／補助率・補助対象期間・交付予定件数	8
8. 申請から補助金交付までの一般的な流れ	8
9. 申請受付期間及び必要書類提出先	9
10. 注意事項・その他	11

1. 目的

市内において初めて創業する方（以下「創業者」という。）に対して、その取組に要する経費の一部を補助することにより、魅力ある創業を促進し、市内産業の活性化及び市内経済の振興に資することを目的とします。

2. 制度概要

市内における創業者に対し、新たに開始した事業の販路拡大に関する取り組みや、市内に新たに事業所等を新設する取り組みに要する経費の一部を補助します。

項目	概要	詳細ページ
補助対象者	以下の要件のいずれにも該当する者 ①柏市内における創業者 ②柏商工会議所が実施するかしわ創業塾、柏市沼南商工会が実施する柏市しょうなん創業塾その他の柏市創業支援等事業計画に定めるセミナー等を受講し、かつ、修了した者であって、創業日（創業を予定する日を含む。）が令和8年4月1日から補助事業終了日までのもの	P.2～
補助対象事業	新たに開始した事業の販路拡大に資する事業 又は 市内に新たに事業所等を新設する事業	P.5～
補助対象経費	①広報費、②店舗等借入費、③店舗等内装工事費、④法人登記等に係る経費、⑤その他市長が必要と認める経費	P.5～
補助対象期間	交付決定日～令和9年1月31日（日）	P.8～
補助上限・補助率	最大50万円・1/2以内	P.8～
交付予定件数	10件程度	P.8～
申請受付期間	令和8年8月17日（月）～令和8年10月30日（金） ※上記期間中に柏商工会議所又は柏市沼南商工会（以下「各商工団体」という。）へ申請書類一式の提出をお願いします。 ※申請期間内であっても、予算上限額に達した場合は、申請受付を終了する場合があります。	P.9～
実績報告書提出期限	補助事業終了後30日以内 又は 令和9年2月10日（水）のいずれか早い日	P.10～

3. 補助対象者

(1) 補助対象者の共通要件について

補助金交付の対象になる者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 柏市税（市外在住の場合は、申請時点における市区町村における税）を滞納していないこと。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ みなし大企業でないこと。

オ 次のいずれかに該当する事業を行っていない又は行おうとしない者であること。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- ・宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業
- ・公序良俗に反する等、その他市長が不適当と認める事業

カ 本補助金又は同様の趣旨の他の補助金等について、同一の対象経費に対し交付（国及び県によるものを含む）又は交付決定を受けていない者であること。

(2) 補助対象者に応じた要件について

補助金交付の対象になる者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 市内で創業を行う者であること。

イ 柏商工会議所が実施するかしわ創業塾、柏市沼南商工会が実施する柏市しょうなん創業塾その他の柏市創業支援等事業計画に定めるセミナー等を受講し、かつ、修了した者であって、創業日（創業を予定する日を含む。）が令和8年4月1日から補助事業終了日までのもの

(3) 各用語の定義について

ア 創業とは	
下記のいずれかに該当する場合を指す。	
創業	事業を営んだ経験を有しない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始すること
	事業を営んだ経験を有しない個人が、法人の設立登記を行い、新たに事業を開始すること
イ 創業日とは	

個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日を指す。

ウ 補助事業終了日とは

補助対象期間において、補助事業に係る全ての物品の納品が完了した日又は全ての役務の提供を受けた日と、全ての支払いが終了した日のうち、いずれか遅い日を指す。

エ 補助対象期間とは

交付決定日から令和9年1月31日までの期間を指す。

オ 事業所等とは

事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことを指す。

カ 中小企業者とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人のうち、別表第1に掲げる業種を営む者を指す。

中小企業基本法第2条第1項

業種分類	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

別表第1

日本標準産業分類上の分類 (第14回改訂(令和5年7月告示))
大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業) 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類I(卸売業、小売業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)

大分類M（宿泊業，飲食サービス業）
 大分類N（生活関連サービス業，娯楽業）
 大分類O（教育，学習支援業）
 大分類P（医療，福祉）
 大分類Q（複合サービス事業）
 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））

キ みなし大企業とは

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ア 一の大企業（中小企業者を除く。）が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有している中小企業者
- イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している中小企業者
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

4. 補助対象事業

対象事業	(1) 新たに開始した事業の販路拡大に資する事業
	(2) 市内に新たに事業所等を新設する事業

※(2)については，(1)の取組と併せて行うことが必要となります。

5. 主な補助対象経費

補助対象となる経費は次に掲げる経費とします。ただし，対象経費には(1)の経費項目を含めるものとし，(1)の経費は，補助対象経費総額の 3 分の 1 以上の額とします。

経費項目	概要及び対象経費の例	対象外となる例
(1) 広報費	<概要> 販路拡大を目的に行う各種取り組みにかかる経費 <例> ・チラシ・カタログの外注や発送 ・新聞・雑誌等への商品・サービスの広告 ・看板作成・設置 ・補助対象事業の周知用の HP 作成や更新 ・インターネットを介した DM の発送	<例> ・金券・商品券 ・販売する商品・サービス等を開発するための費用 ・携帯電話購入費，電話代，インターネット利用料 その他これらに類する費用 ・飲食費を含んだ商談会等参加費

	・各種インターネット広告 ・SEO 対策 ・ウェブコンテンツ作成費用 ・販路開拓を目的とした各種展示会への出展費用	
(2) 店舗等借入費	<概要> 市内で主たる事業所等を構 える際に要する経費（事業を 供するために貸借したものに 限る。） <例> ・主たる事業所等の家賃，コ ワーキングスペースの月額 利用料等 ※補助対象期間内に発生した 家賃のうち，交付決定日の 属する月の翌月以降の家賃 を対象とします（交付決定 日の属する月の家賃は対象 外）。	<例> ・駐車場賃借料，敷金，礼 金，不動産仲介手数料， 火災保険料，保証料，管 理費，共益費，その他こ れらに類する費用 ・住宅兼用の事業所等，間 借り物件等に要する費用
(3) 店舗等内装工事費	<概要> 市内の主たる事業所等で行 う内装工事に係る経費 <例> ・主たる事業所等の内装工事 を行うための費用（交付決 定日以後に着手した工事に 限る。）	<例> ・事業用設備・備品の購入 又はそれに類するため の費用（設備・備品購入 費，リース料も含む。）
(4) 法人登記等に係る経費	<概要> 法人登記等に係る経費 <例> ・法人設立に係る定款認証手 数料及び登録免許税 ・商号登記に係る登録免許税 ・開業や法人設立に伴う司法 書士，行政書士等に支払う 申請資料作成経費	<例> ・他の機関又は制度で同様 の助成を受けた経費

6. 補助対象外経費

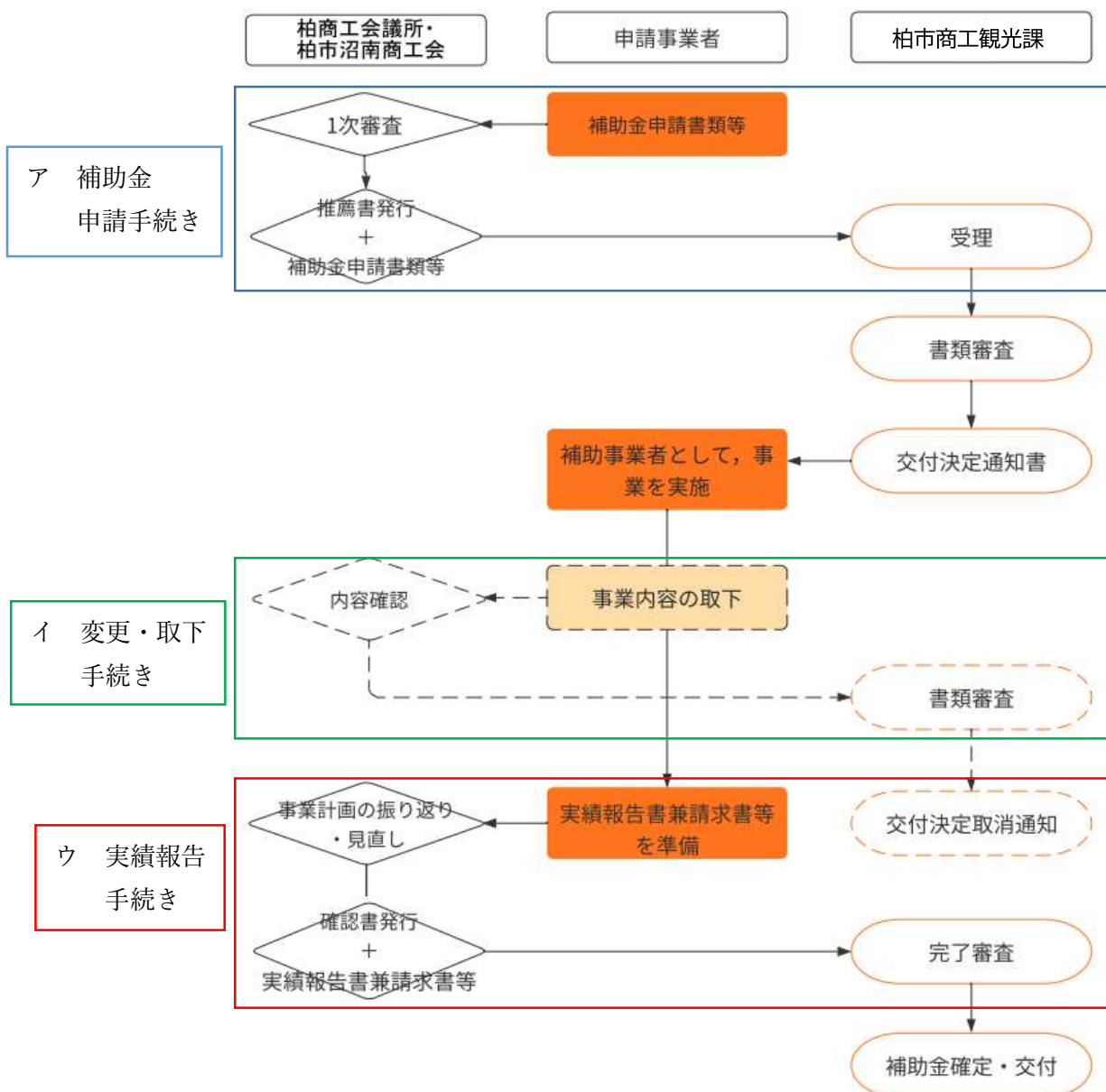
上記の他、次に掲げる経費は補助対象の経費にはならないものとします。

- (1) 補助事業の目的に合致しないもの
- (2) 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
- (3) 市外の事業所等のために利用された経費
- (4) 令和8年3月31日以前に発注・契約等を実施したもの
- (5) 交付決定前に支払い（前払い含む）を完了したもの
- (6) 補助対象期間外の取組に要する費用
- (7) 自社内部やフランチャイズ本部との取引によるもの
- (8) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る費用
- (9) 映像製作等における被写体や商品の購入に係る関連経費
- (10) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (11) 金融機関等への振込手数料、代引き手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- (12) 公租公課
- (13) 各種保証・保険料
- (14) 免許・特許等の取得・登録費
- (15) 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費
- (16) 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い、小切手・手形での支払い、相殺による決済・支払
- (17) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- (18) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (19) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- (20) クラウドファンディングで発生しうる手数料（返礼品、特定等を含む）
- (21) 補助事業期間内に支出が完了していないもの（分割払い、クレジットカード決済、リボリング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要）
- (22) 売上高や販売数量等に応じて課金される経費や成功報酬型の費用
- (23) 国や自治体等で行う他の補助金の対象となっている経費（切り分けられる場合を除く）
- (24) 再委託（補助対象事業者が委託した業者からさらに別の業者に業務を委託されていること）が行われている経費
- (25) フランチャイズ契約に伴う加盟料、広告料等 FC 本部に支払う経費
- (26) 申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託したときの経費
- (27) 一般価格や市場価格等と比べて著しく高額な費用
- (28) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7. 補助上限／補助率・補助対象期間・交付予定件数

補助上限額／補助率	50万円／対象経費合計額の1/2以内
補助対象期間	交付決定日～令和9年1月31日（日）
交付予定件数	10件程度
備考	・対象経費及び対象外経費については、「5. 補助対象経費」及び「6. 補助対象外経費」のとおりとする。 ・補助対象経費合計額の1/2以内の額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数は切捨てるものとする。

8. 申請から補助金交付までの一般的な流れ



9. 申請受付期間及び必要書類提出先

令和8年8月17日（月）から令和8年10月30日（金）まで

※ 受付期間内に、柏商工会議所又は柏市沼南商工会に事前に電話連絡の上、申請必要書類をご持参ください。

(1) 提出先

事業所等の所在（予定）地が 旧柏市内の場合	〒277-0011 柏市東上町7-18 柏商工会議所 中小企業相談所 支援課 ☎04-7162-3305 受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
事業所等の所在（予定）地が 旧沼南町内の場合	〒277-0924 柏市風早1-6-16 柏市沼南商工会 ☎04-7191-2803 受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

(2) 必要書類一式

ア 補助金申請手続き

- ・下記必要書類の内、【第4号様式】柏市創業者応援事業補助金推薦書以外をご用意の上、各商工団体のいずれかに持参してください。なお、本推薦書については、商工団体による審査を経て発行されます。
- ・その後、柏市にて審査を行い、交付（不交付）決定を行います。
- ・交付決定とは、補助対象事業者及び補助対象事業を決定するもので、事業完了後の最終的に交付する補助額を決定・保証するものではありません。

必要書類
①【第1号様式】柏市創業者応援事業補助金交付申請書
②【第1号様式 別紙】交付申請額内訳書兼収支予算書
③【第2号様式】事業計画書
④【第3号様式】誓約書
⑤【第4号様式】柏市創業者応援事業補助金推薦書
※各商工団体が発行する書類のため、持参する際は添付不要
⑥柏市税（市外在住の場合は、申請時点における市区町村における税）の滞納無証明書又は直近の納税証明書（3か月以内に取得したもの）
※令和8年1月1日時点で柏市内の在住者（法人の場合は代表者）の場合、【第1号様式 別紙】交付申請額内訳書兼収支予算書の「4 納税状況の確認への同意について」において、同意している場合は添付不要
⑦市内で創業したことが分かる書類（申請日時点で既創業の方のみ）

(法人の場合)

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書。3カ月以内に取得したもの）

(個人の場合)

開業届の写し

- ⑧ 柏商工会議所が実施するかしわ創業塾、柏市沼南商工会が実施する柏市しょうなん創業塾その他の柏市創業支援等事業計画に定めるセミナー等を修了したことが分かる書類

※申請は、上記申請受付期間中にお願いします。事前相談は受け付けますが、令和8年8月17日（月）より前の申請書類のお預かり、推薦書の発行等是对応できかねます。

※その他申請する事業の概要が分かる書類があれば提出してください。

※見積書の写しの提出を求める場合がありますので、処分せずに保管してください。

イ 変更・取下手続き

- ・当初の事業計画と比較し、実施する事業内容や支出項目に変更が生じる際には、一度申請書類を提出した商工団体へご連絡ください。
- ・取下げ手続きは、計画した事業が実施できなくなった場合にご提出いただきます。内容の審査後、取消決定通知書が送付されます。

必要書類

【第5号様式】 柏市創業者応援事業補助金交付申請取下書

ウ 実績報告手続き

(提出期限：補助事業終了後30日以内又は令和9年2月10日（水）のいずれか早い日)

- ・下記必要書類の内、【第8号様式】 柏市創業者応援事業補助金事業確認書以外の書類をご用意の上、申請書類を提出した商工団体に送付してください。なお、本事業確認書については、商工団体による審査を経て発行されます。
- ・実績報告書類提出後、審査を行い、補助額の確定を行います。補助額は、実績に基づくため、当初の交付決定額から減額になることがあります。
- ・補助額の確定後、確定通知書を送付し、3～4週間後を目安に補助金を支払います。

必要書類

(1) 事業計画と実施結果に変更がない場合

- ① 【第6号様式】 柏市創業者応援事業補助金実績報告書兼請求書
- ② 【第6号様式 別紙】 実施事業内訳書
- ③ 【第8号様式】 柏市創業者応援事業補助金事業確認書
※各商工団体が発行する書類のため、持参する際は添付不要
- ④ 計上経費の領収書の写し
- ⑤ 契約書等補助対象経費に関して実施内容がわかるもの

(2) 事業計画と実施結果に変更があった場合

①【第7号様式】柏市創業者応援事業補助金変更実績報告書兼請求書

②【第7号様式 別紙】実施事業内訳書兼変更理由書

③【第8号様式】柏市創業者応援事業補助金事業確認書

※各商工団体が発行する書類のため、持参する際は添付不要

④計上経費の領収書の写し

⑤契約書等補助対象経費に関して実施内容がわかるもの

(3) 市内で創業したことが分かる書類（申請日時点で未創業の方のみ）

（法人の場合）

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書。3カ月以内に取得したもの）

（個人の場合）

開業届の写し

※その他変更申請する概要が分かる書類があれば提出してください。

※領収書が発行されない場合は、「請求書」と「通帳等で代金の決済が確認できるもの」
の写し等、支払代金の内訳と支払期日がわかるもの

※契約書、納品書などは、写しの提出を求める場合がありますので、処分せずに保管してください。

10. 注意事項・その他

(1) 決定の取消し及び返還

補助事業者が次のア～エのいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部の取消し及び返還を命じる場合があります。

ア 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

イ 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。

ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者であることが判明したとき。

(2) 財産処分の制限

補助金の交付を受けて購入した設備等（耐用年数3年以上かつ税込購入価格3万円以上のもの）は、市長の承認を受けないで、当該交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産となります。

耐用年数は当該財産ごとに異なりますので、処分を行う際は必ず事前に柏市商工観光課までご相談ください。

(3) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の取扱い

消費税法上の課税事業者に該当する補助事業者が、仕入控除税額を控除できる場合においては、その取扱いを以下のとおりとします。

ア 申請における補助対象経費の額は原則、税抜額とする（ただし、免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る仕入控除税額の返還が発生しない事業者、申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者は税込額での申請も可とする）。また、原則として当該税抜額にて交付決定を行う。

イ 税抜額で申請した際は、実績報告書に仕入控除税額を減額して報告し、その額にて補助額を確定する（実績報告時に仕入控除税額がわからない場合は、仕入控除税額を含めた額にて報告し、補助額を確定する。）。

ウ 実績報告時に仕入控除税額を含めて報告した場合は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後に【第9号様式】「**柏市創業者応援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書**」を提出（**免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る仕入控除税額の返還が発生しない事業者も同様に提出**）。また、当該仕入控除税額報告書の提出後、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がある場合は市に返還すること。